人工種苗生産技術による水産養殖産品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件　新旧対照表

○人工種苗生産技術による水産養殖産品の生産行程についての検査方法（平成 30 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2818 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　適用範囲 この検査方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う人工種苗生産技術による水産養殖産品の生産行程についての検査方法を規定する。	**1　適用の範囲** この検査方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う人工種苗生産技術による水産養殖産品の生産行程についての検査方法を規定する。
2　引用規格 次に掲げる引用規格は，この検査方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は，その最新版を適用する。 **JAS 0005**　人工種苗生産技術による水産養殖産品	（新設）
3　用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0005** による。	（新設）
4　生産行程についての検査 生産行程についての検査は，認証生産行程管理者等が生産ロットごとに，**箇条 5**，**箇条 6** 又は**箇条 7** に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し，当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することによって行わなければならない。 **a)**　当該生産行程に係る管理記録が当該生産ロットに係るものであること。 **b)**　当該生産ロットに係る生産方法が，人工種苗にあっては **JAS 0005** の**箇条 4** に，養殖魚にあっては **JAS 0005** の **4.1** 及び **4.3**～**4.5** に，加工品にあっては **JAS 0005** の **4.1** 及び **4.5** に適合するものであること。	**2　生産行程についての検査** 人工種苗生産技術による水産養殖産品の生産行程についての検査は，生産行程管理者及び外国生産行程管理者が **JAS 0005** の **2.6** に規定する生産ロットごとに，**箇条 3**，**4** 又は **5** に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成し，保管し，当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。 **a)**　当該生産行程に係る管理記録が当該生産ロットに係るものであること **b)**　当該生産ロットに係る生産方法が，人工種苗（育種選抜された養殖親魚又は天然親魚から自然産卵，誘発産卵又は人工授精により採卵した受精卵又は当該受精卵からふ化した仔魚・稚魚をいう。以下同じ。）にあっては **JAS 0005** の **3.1**，**3.2**，**3.3**，**3.4** 及び **3.5** に，養殖魚にあっては **JAS 0005** の **3.1**，**3.3**，**3.4** 及び **3.5** に，加工品にあっては **JAS 0005** の **3.1** 及び **3.5** に適合するものであること
5　人工種苗の管理記録 人工種苗の管理記録の事項を次に示す。ただし，**b)**にあっては採卵又は受精を行う場合，**c)**にあってはふ化を行う場合，**d)**及び **e)**にあっては人工種苗の組織小片又は魚体を保管する場合，**f)**～**h)**にあっては人工種苗を受け入れた場合に限る。 **a)**～**n)**　（略）	**3　人工種苗の管理記録** 人工種苗の管理記録の事項を次に示す。ただし，**b)**については採卵又は受精を行う場合，**c)**についてはふ化を行う場合，**d)**及び **e)**については人工種苗の組織小片又は魚体を保管する場合，**f)**～**h)**については人工種苗を受け入れた場合に限る。 **a)**～**n)**　（略）
6・7　（略）	**4・5**　（略）